



令和 6 年度 北区の介護予防・生活支援サービスの見直しについて

令和 6 年 5 月
北区福祉部 長寿支援課

1

本日の内容

1. 報酬改定の考え方
2. 令和 6 年度見直し後の基準について
 - 4 月改定 予防訪問サービス
 - いきいき生活援助サービス
 - 予防通所サービス
 - 6 月改定 処遇改善加算
3. 運営基準の見直しについて

2



1. 報酬改定の考え方

3

報酬改定の考え方

1. 国に合わせた報酬改定

- 複雑な報酬体系を国・区で一本化し、分かりやすい報酬へ

2. 介護給付との整合

- 算定要件を介護サービスと同様とし、算定の負担を軽減

3. 国の改定期期と合わせた改定

- タイムラグを無くし、自治体間の影響を最小限に

4

2. 令和6年度見直し後の基準について

4 月改定

予防訪問サービス

いきいき生活援助サービス

予防通所サービス

5

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (予防訪問サービス) ①

- 基本報酬 248単位 → **287単位** 標準的な内容の訪問型サービス
(老計10号に記載のある**身体介護**に該当するサービスを提供した場合)
- **220単位** 生活援助中心 **(新設)**
(老計10号に記載のある**家事援助**に該当するサービスを提供した場合)

1回あたり60分以内、1日1回

事業対象者 : 週1回(月5回上限)

要支援1 : 週1回(月5回上限)、週2回(月10回上限)

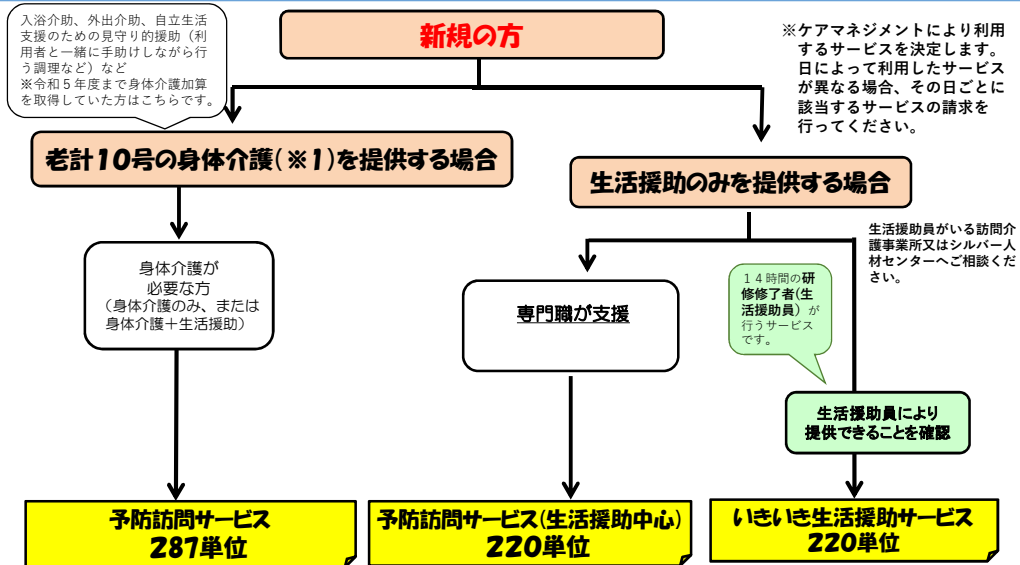
要支援2 : 週1回(月5回上限)、週2回(月10回上限)※必要な場合は週3まで可。

※単価の設定にあたっては、国の単位数と合わせて調整しています。

基本報酬が「標準的な内容の訪問型サービス」と「生活援助中心」の二つに分かれたため、
サービス実施日ごとに、提供したサービスの基本報酬を選択する必要があります。

6

北区独自訪問型サービスの利用の流れ



※1 身体介護の定義は、老計10号（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）による

7

令和6年度4月の見直し後の基準 (予防訪問サービス) ②

○同一建物減算（標準的な内容の訪問型サービス）

223単位 → 基本報酬 + **-29単位**（基本報酬の10%相当減算）

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者

（当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり**20人以上**の場合）

→ 基本報酬 + **-43単位**（基本報酬の15%相当減算） **（新設）**

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

（当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり**50人以上**の場合）

→ 基本報酬 + **-34単位**（基本報酬の12%相当減算） **（新設）**

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

（当該建物に居住する利用者の利用者の割合が**100分の90以上**の場合）

※支給限度基準額の管理 減算後の単位数 → **減算前の単位数**

※中段、下段の②を削除しました。

8

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (予防訪問サービス) ③

○同一建物減算 (生活援助中心)

223 単位 → 基本報酬 + **-22 単位** (基本報酬の 10 % 相当減算)

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

②上記以外の範囲に所在する建物 (建物の定義は同上) に居住する者

(当該建物に居住する利用者の人数が 1 月当たり **20 人** 以上の場合)

→ 基本報酬 + **-33 単位** (基本報酬の 15 % 相当減算) **(新設)**

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

(当該建物に居住する利用者の人数が 1 月当たり **50 人** 以上の場合)

→ 基本報酬 + **-26 単位** (基本報酬の 12 % 相当減算) **(新設)**

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

(当該建物に居住する利用者の利用者の割合が **100 分の 90** 以上の場合)

※支給限度基準額の管理 減算後の単位数 → **減算前の単位数**

※中段、下段の②を削除しました。

9

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (予防訪問サービス) ④

○身体介護加算

①身体介護加算 (Ⅰ) 25 単位 → **廃止**

②身体介護加算 (Ⅱ) 20 単位 → **廃止**

○初回加算 200 単位 (変更なし)

○生活機能向上連携加算 (変更なし)

①生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100 単位

②生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位

10

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (予防訪問サービス) ⑤

新設

○高齢者虐待防止措置未実施減算

標準的な内容の訪問型サービス － 3 単位 (基本報酬の 1 %相当減算)

生活援助中心 － 2 単位 (基本報酬の 1 %相当減算)

※虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算。

※総合事業は、率での設定ができないため、単位数で設定をしています。

○口腔連携強化加算

5 0 単位

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、
歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した
場合に、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算。

※訪問介護における口腔連携強化加算の要件と同様。

11

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (予防訪問サービス) ⑥

	改定前	改定後
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	3 7 単位	<u>3 9 単位</u>
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	2 7 単位	<u>2 9 単位</u>
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 5 単位	<u>1 6 単位</u>
介護職員等特定処遇改善加 (Ⅰ)	1 7 単位	<u>1 8 単位</u>
介護職員等特定処遇改善加 (Ⅱ)	1 1 単位	<u>1 2 単位</u>
介護職員等ベースアップ支援加算	6 単位	<u>7 単位</u>

※総合事業は、率での設定ができないため、単位数で設定をしています。

12

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (いきいき生活援助サービス) ①

○基本報酬 225 単位 → **220 単位**

1 回あたり 60 分以内、1 日 1 回

事業対象者：週 1 回（月 5 回上限）

要支援 1：週 1 回（月 5 回上限）、週 2 回（月 10 回上限）

要支援 2：週 1 回（月 5 回上限）、週 2 回（月 10 回上限）

※要支援の方のみ、必要とされる方は、週 3 回まで可。

○初回加算 200 単位（変更なし）

※いきいき生活援助サービスは、区が実施する研修の修了者が行うサービスのため、
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は設定をしていません。

新設

○高齢者虐待防止措置未実施減算 **-2 単位**（基本報酬の 1 % 相当減算）
虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

13

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (いきいき生活援助サービス) ②

○同一建物減算

223 単位 → 基本報酬 + **-22 単位**（基本報酬の 10 % 相当減算）

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者

（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月当たり **20 人** 以上の場合）

→ 基本報酬 + **-33 単位**（基本報酬の 15 % 相当減算）（**新設**）

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月当たり **50 人** 以上の場合）

→ 基本報酬 + **-26 単位**（基本報酬の 12 % 相当減算）（**新設**）

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

（当該建物に居住する利用者の利用者の割合が **100 分の 90** 以上の場合）

※支給限度基準額の管理 減算後の単位数 → **減算前の単位数**

※中段、下段の②を削除しました。

14

令和6年度4月の見直し後の基準 (予防通所サービス) ①

- 基本報酬
- | | | | |
|------------|-------|---|----------------------------|
| 要支援1・事業対象者 | 354単位 | → | <u>406単位</u>
(1週に1回を限度) |
| 要支援2・事業対象者 | 365単位 | → | <u>417単位</u>
(1週に2回を限度) |

※単位の設定にあたっては、入浴介助加算の単位数と合わせて調整しています。
※1回当たりの所要時間 2時間以上

【定員超過・人員欠員の減算】

- 要支援 1・事業対象者 248 単位 → 284 単位
(基本報酬の 70 % 相当)
- 要支援 2・事業対象者 256 単位 → 292 単位
(基本報酬の 70 % 相当)

【同一建物減算・送迎減算】 設定なし

15

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準
(予防通所サービス) ②

- 入浴介助加算 30単位（変更なし）
 ※単位数を減額した分を基本報酬に加えています。
 ※基本的な算定要件の変更はありません。

- 若年性認知症利用者受入加算 240単位（変更なし）

- 生活機能向上グループ活動加算 100単位（変更なし）

- 運動器機能向上加算 230単位 → 廃止 ※基本報酬に内包されました。

- 事業所評価加算 125単位 → 廃止

- 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位 (変更なし)
(Ⅱ) 200単位 (変更なし)
※運動器機能向上加算を算定の場合は100単位 → 廃止

16

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (予防通所サービス) ③

- 科学的介護推進体制加算 40 単位 (変更なし)
- 栄養アセスメント加算 50 単位 (変更なし)
- 栄養改善加算 205 単位 → **200 単位**
- 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 155 単位 (変更なし)
(Ⅱ) 160 単位 (変更なし)
- 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20 単位 (変更なし)
(Ⅱ) 5 単位 (変更なし)

17

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (予防通所サービス) ④

- 選択的サービス複数実施加算 → 一体的サービス提供加算
- (Ⅰ) 480 単位 → **480 単位 (新設)**
- (Ⅱ) 700 単位 → **廃止**

【算定要件】○以下の要件を全て満たす場合、算定。

- ・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- ・予防通所サービス実施日において、
栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち
いずれかのサービスを実施する日を1月につき2回以上設けていること。
- ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

18

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (予防通所サービス) ⑤

○サービス提供体制強化加算

要支援 1・事業対象者	(Ⅰ)	88 単位 (変更なし)
要支援 2・ 事業対象者		176 単位 (変更なし)
要支援 1・事業対象者	(Ⅱ)	72 単位 (変更なし)
要支援 2・ 事業対象者		144 単位 (変更なし)
要支援 1・事業対象者	Ⅲ	24 単位 (変更なし)
要支援 2・ 事業対象者		48 単位 (変更なし)

【算定要件】 ※ (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) のいずれも、定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

(Ⅰ) = 事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士 **70/100以上**
または、事業所の介護職員総数のうち、**勤続年数10年以上の介護福祉士25/100以上**

(Ⅱ) = 事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士50/100以上

(Ⅲ) = 事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士40/100以上
または、サービスを直接提供する職員総数のうち、**勤続年数7年以上の者30/100以上**

19

令和 6 年度 4 月の見直し後の基準 (予防通所サービス) ⑥

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	要支援 1・事業対象者	24 単位(変更なし)
	要支援 2・ 事業対象者	25 単位(変更なし)
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	要支援 1・事業対象者	18 単位(変更なし)
	要支援 2・ 事業対象者	18 単位(変更なし)
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	要支援 1・事業対象者	9 単位(変更なし)
	要支援 2・ 事業対象者	10 単位(変更なし)
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	要支援 1・事業対象者	5 単位(変更なし)
	要支援 2・ 事業対象者	5 単位(変更なし)
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	要支援 1・事業対象者	4 単位(変更なし)
	要支援 2・ 事業対象者	4 単位(変更なし)
介護職員等ベースアップ支援加算	要支援 1・事業対象者	4 単位(変更なし)
	要支援 2・ 事業対象者	5 単位(変更なし)

※総合事業は、率での設定ができないため、単位数で設定をしています。

20

2. 令和6年度見直し後の基準について

6月改定

処遇改善加算

21

令和6年度6月の見直し後の基準 (予防訪問サービス)

	改定後
介護職員等処遇改善加算 I～Ⅲ	変更 (別紙2 参照)
介護職員等処遇改善加算 IV	新設 (別紙2 参照)
介護職員等処遇改善加算 V (1)～(14)	新設 (別紙2 参照)
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	廃止
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	廃止
介護職員等ベースアップ支援加算	廃止

※総合事業は、率での設定ができないため、単位数で設定をしています。

※算定可能期間：(V)については、令和7年3月31日まで

22

令和 6 年度 6 月の見直し後の基準 (予防通所サービス)

	改定後
介護職員等処遇改善加算 I ～ III	変更 (別紙 2 参照)
介護職員等処遇改善加算 IV	新設 (別紙 2 参照)
介護職員等処遇改善加算 V (1) ～ (14)	新設 (別紙 2 参照)
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	廃止
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	廃止
介護職員等ベースアップ支援加算	廃止

※総合事業は、率での設定ができないため、単位数で設定をしています。
 ※算定可能期間： (V) については、令和 7 年 3 月 31 日まで

23

3. 運営基準の見直しについて

24

運営基準の見直しについて

【令和6年4月1日から実施】

- 管理者の兼務可能範囲の拡大
- 身体的拘束等の適正化（記録の整備を含む）

【令和7年4月1日から実施】

- 事業所の重要事項等のウェブサイトへの掲載
など

25

ご清聴ありがとうございました

○お帰りの際は出席票をご提出ください

○質問締切：5月31日（金）

提出先：chouju-ka@city.kita.lg.jp

件名：「【事業所名】：総合事業質問」

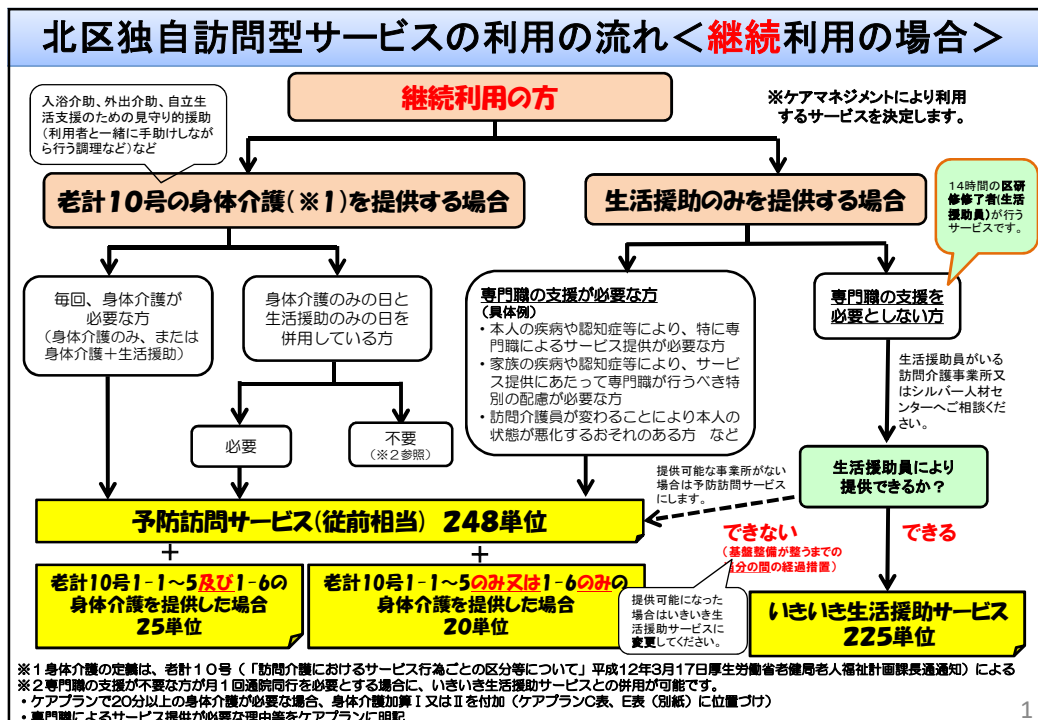
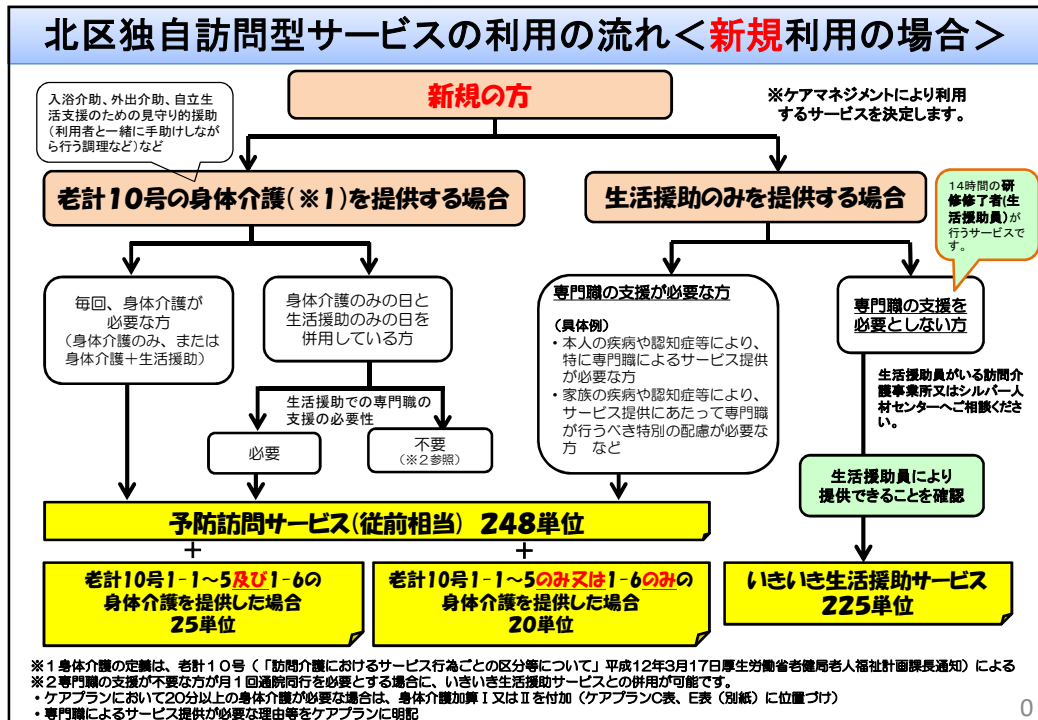
書式：ケア倶楽部掲載のWordファイル

○質問回答：6月14日（金） ケア倶楽部公開

26

別紙 1 ～ 3

【参考】改定前の流れ 令和3年10月改正時のフローチャート



別紙 2

令和 6 年 6 月の見直し後の基準（予防訪問サービス）

	改正前	改正後
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	39単位	70単位
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	29単位	64単位
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	16単位	52単位
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	新設	42単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）	新設	63単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（2）	新設	60単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（3）	新設	57単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（4）	新設	54単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（5）	新設	53単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（6）	新設	47単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（7）	新設	47単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（8）	新設	45単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（9）	新設	41単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（10）	新設	40単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（11）	新設	35単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（12）	新設	34単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（13）	新設	29単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（14）	新設	22単位

令和 6 年 6 月の見直し後の基準（予防通所サービス）

		改正前	改正後
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	要支援 1・事業対象者	24単位	37単位
	要支援 2・事業対象者	25単位	38単位
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	要支援 1・事業対象者	18単位	37単位
	要支援 2・事業対象者	18単位	38単位
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	要支援 1・事業対象者	9単位	32単位
	要支援 2・事業対象者	10単位	33単位
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	要支援 1・事業対象者	新設	26単位
	要支援 2・事業対象者	新設	27単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）	要支援 1・事業対象者	新設	33単位
	要支援 2・事業対象者	新設	34単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（2）	要支援 1・事業対象者	新設	31単位
	要支援 2・事業対象者	新設	32単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（3）	要支援 1・事業対象者	新設	32単位
	要支援 2・事業対象者	新設	33単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（4）	要支援 1・事業対象者	新設	30単位
	要支援 2・事業対象者	新設	31単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（5）	要支援 1・事業対象者	新設	26単位
	要支援 2・事業対象者	新設	27単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（6）	要支援 1・事業対象者	新設	26単位
	要支援 2・事業対象者	新設	26単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（7）	要支援 1・事業対象者	新設	23単位
	要支援 2・事業対象者	新設	23単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（8）	要支援 1・事業対象者	新設	28単位
	要支援 2・事業対象者	新設	29単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（9）	要支援 1・事業対象者	新設	22単位
	要支援 2・事業対象者	新設	23単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（10）	要支援 1・事業対象者	新設	18単位
	要支援 2・事業対象者	新設	19単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（11）	要支援 1・事業対象者	新設	22単位
	要支援 2・事業対象者	新設	22単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（12）	要支援 1・事業対象者	新設	17単位
	要支援 2・事業対象者	新設	18単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（13）	要支援 1・事業対象者	新設	18単位
	要支援 2・事業対象者	新設	18単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（14）	要支援 1・事業対象者	新設	13単位
	要支援 2・事業対象者	新設	14単位

①介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
■算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、 ①＋②＋③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①＋②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

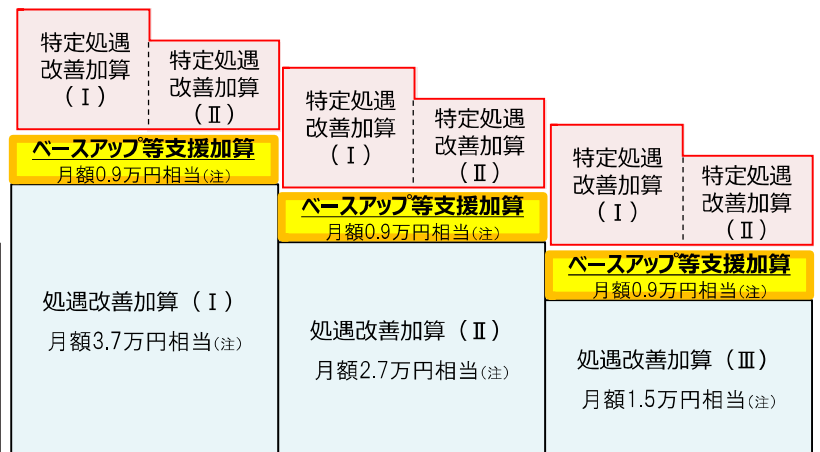
②介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
➢処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
➢処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
➢処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
■算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
➢処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
➢賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

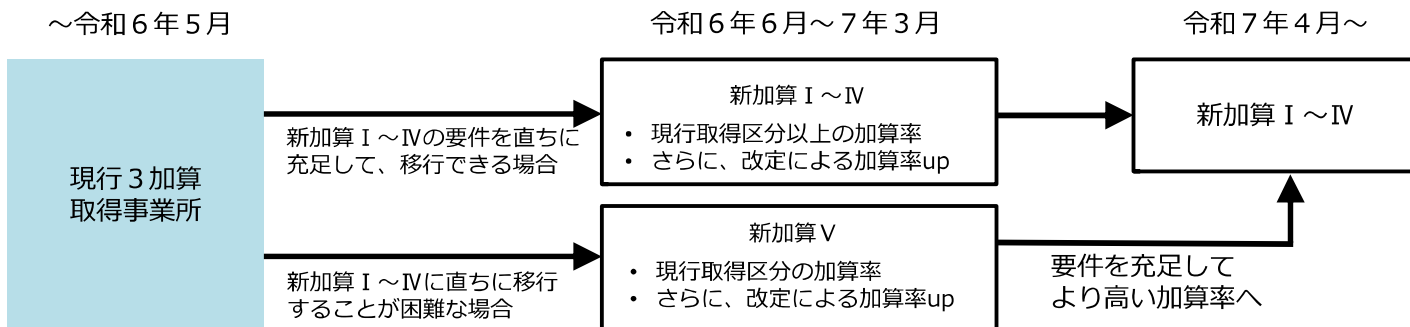
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。
- ※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金月額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ ダブルアップなどの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14）を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

現行制度から一本化後の介護職員等処遇改善加算への移行

- 現行の一本化後の新加算Ⅰ～Ⅳに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算Ⅴ(1～14)を令和7年3月までの間に限り設置。
- 新加算Ⅴは、令和6年5月末日時点で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算(現行3加算)のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能(新加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを取得している場合を除く。)
- 新加算Ⅴは、**現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持**した上で、**今般の改定による加算率の引上げを受ける**ことができるようにする経過措置。
- 新加算Ⅴの配分方法は、加算Ⅰ～Ⅳと同様、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。



※加算率は訪問介護の例。

介護職員等処遇改善加算の加算率及び算定要件(対応する現行3加算の区分)	V(1)	V(2)	V(3)	V(4)	V(5)	V(6)	V(7)	V(8)	V(9)	V(10)	V(11)	V(12)	V(13)	V(14)
	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
介護職員処遇改善加算	I	II	I	II	II	II	III	I	III	III	II	III	III	III
介護職員等特定処遇改善加算	I	I	II	II	I	II	I	算定なし	II	I	算定なし	II	算定なし	算定なし
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし

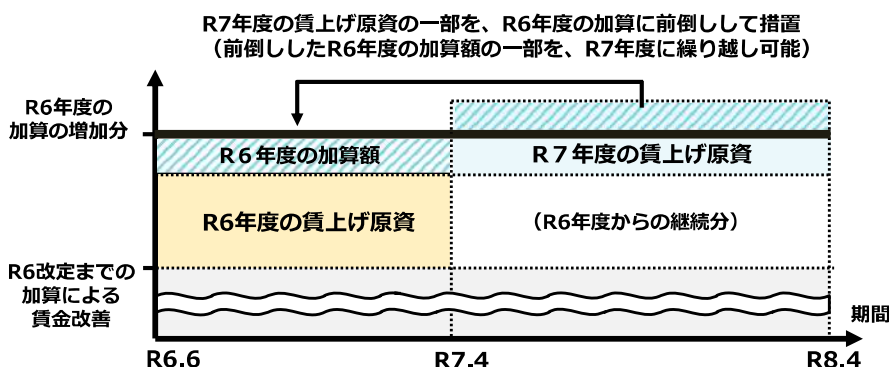
3

令和6・7年度の処遇改善加算の配分方法

- 介護現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、**今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用**を組み合わせることにより、**令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現**いただくようお願いしている。
- こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、**令和7年度分を前倒しして、賃上げいただくことも可能**である。
 - ※ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、令和8年度予算編成過程で検討する。
 - ※ 前倒した令和6年度の加算額の一部を、**令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可**。

(具体的な取扱い)

- ・ 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていればよいこととする。
- ・ 令和6年度の加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



4

(参考) 介護職員等処遇改善加算の加算率 (サービス類型ごと・令和 6 年度中)

(参考) 令和6年5月までの加算率

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

⑦

$$\begin{array}{cc} \textcircled{1}+\textcircled{4} & \textcircled{1}+\textcircled{5} & \textcircled{1}+\textcircled{6} & \textcircled{2}+\textcircled{6} & \textcircled{1}+\textcircled{4} & \textcircled{2}+\textcircled{4} & \textcircled{1}+\textcircled{5} & \textcircled{2}+\textcircled{5} & \textcircled{2}+\textcircled{4} & \textcircled{2}+\textcircled{5} & \textcircled{3}+\textcircled{4} & \textcircled{3}+\textcircled{5} & \textcircled{3}+\textcircled{4} & \textcircled{2}+\textcircled{7} & \textcircled{3}+\textcircled{5} & \textcircled{3}+\textcircled{6} & \textcircled{3}+\textcircled{7} \\ +\textcircled{6}+ & +\textcircled{6}+ & +\textcircled{7} & +\textcircled{7} & +\textcircled{7} & +\textcircled{6}+ & +\textcircled{7} & +\textcircled{6}+ & +\textcircled{7} & +\textcircled{7} & +\textcircled{6}+ & \textcircled{1}+\textcircled{7} & +\textcircled{6}+ & +\textcircled{7} & +\textcircled{7} & +\textcircled{7} & +\textcircled{7} \\ \textcircled{7} & \textcircled{7} & & & & \textcircled{7} & \textcircled{7} & \textcircled{7} & & & \textcircled{7} & \textcircled{7} & & & & & & \end{array}$$

サービス区分	介護職員処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年度改定における加算率の引上げ	介護職員等処遇改善加算																	
	I	II	III	I	II			I	II	III	IV	V(1)	V(2)	V(3)	V(4)	V(5)	V(6)	V(7)	V(8)	V(9)	V(10)	V(11)	V(12)	V(13)	V(14)
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%	1.0%	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	8.9%	8.4%	8.3%	7.8%	7.3%	6.7%	6.5%	6.8%	5.9%	5.4%	5.2%	4.8%	4.4%	3.3%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%	0.9%	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	7.6%	7.3%	7.3%	7.0%	6.3%	6.0%	5.8%	5.6%	5.5%	4.8%	4.3%	4.5%	3.8%	2.8%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%	2.3%	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	15.8%	15.3%	15.1%	14.6%	13.0%	12.3%	11.9%	12.7%	11.2%	9.6%	9.9%	8.9%	8.8%	6.5%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%	2.1%	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	16.3%	15.6%	15.5%	14.8%	13.3%	12.5%	12.0%	13.2%	11.2%	9.7%	10.2%	8.9%	8.9%	6.6%
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防)短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
(介護予防)短期入所療養介護（病院等（老健以外））	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
(介護予防)短期入所療養介護（医療院）	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%